

少年事件等措置選別要領について（例規通達）

昭和 45 年 8 月 27 日
栃防発第 1620 号ほか
栃木県警察本部長通達

少年事件及び少年事案の適正な選別をはかるため必要な事項を定めたものである。

本通達の概要は、

- 選別の手続き
- 検討表の保管
- 検討表の記載要領

である。